

安全安心な貸切バスを実現するために

一般社団法人 沖縄県バス協会  
沖縄総合事務局指定  
一般貸切旅客自動車運送適正化実施機関

## 貸切バス適正化事業について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当バス協会は本県における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化実施機関となることを目指し、関係者の理解と協力を得ながら、平成29年6月26日付で沖縄総合事務局長より指定を受け、貸切バス適正化事業を行うこととなりました。

## 目 的

沖縄県内における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

## 事 業 内 容

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導。
2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動。
3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
5. 貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
6. その他法人の目的を達成するために必要な事業

府運陸交第198号

認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会  
会 長 山 城 克 己

令和6年3月13日付け沖バス協第66号で申請のあった令和6年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可申請については、道路運送法第43条の14第1項の規定により、申請のとおり認可する。

令和6年3月28日

内閣府沖縄総合事務局長  
三 浦 健 太 郎



令和6年度収支予算書

令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日 まで

科 目	合計	備 考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		負担金収入は基本は一括払い。ただし分割払いも認める。
(1) 経常収益		
関係団体負担金営業所割収入	6,713,400	
関係団体負担金車両割収入	4,815,200	
受取負担金計	11,528,600	
雑収益		
受取利息		
雑収入	0	
雑収益計	0	
事業活動収入計	11,528,600	
2. 事業活動支出		
① 事業費支出		調査指導費：調査指導のための旅費交通費等
調査指導費	619,000	
委託費	165,000	
事業費支出計	784,000	
② 管理費支出		
職員給与等	9,550,000	職員給与
退職給付費用	360,000	首席1名、事務員1名
福利厚生費	60,000	福利厚生費：健康診断2名
法定福利費	900,000	
委員会費	150,000	
渉外費	7,000	
旅費交通費	140,000	
委員会謝金	160,000	
通信運搬費	144,000	
消耗什器備品費	60,000	
消耗品費	50,000	
印刷製本費	230,000	
車両維持費	180,000	
光熱水料費	220,000	
賃借料	673,800	
新聞購読料	36,000	
図書費	60,000	
車両リース料	300,960	
財務指導費	22,000	
雑費	36,000	
管理費支出計	13,339,760	
事業活動支出計	14,123,760	
事業活動収支差額	-2,595,160	
3. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		
(2) 経常外費用		
支払利息		
経常外費用計		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額		
一般正味財産期首残高	8,016,649	
一般正味財産期末残高	5,421,489	
II 投資活動収支の部		
(1) 投資活動収入		
借入収入	0	
投資活動収入計	0	
(2) 投資活動支出		
借入返済支出	0	
投資活動支出計	0	
投資活動増減額	0	
III 負担金調整費支出		
(1) 負担金調整費		
負担金調整費支出増減額	0	
IV 当期収支差額	-2,595,160	
前月繰越収支差額	8,016,649	
次月繰越収支差額	5,421,489	

## 令和6年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係わる事業計画表

### (1) 巡回指導の実施（沖縄総合事務局管内 58営業所）

- ① 令和6年2月1日現在の沖縄総合事務局管内の貸切バス事業者の営業所を対象に巡回指導計画を立て、公正かつ適確に行うとともに、改善を必要とする事業者にはきめ細かい指導を実施して参ります。
- ② 関係機関及び団体等との連携の下、営業類似行為の防止を図るための啓発活動を行って参ります。
- ③ 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、睡眠不足運転、速度超過、健康起因事故等を防止するため啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図って参ります。

#### 巡回指導実施計画（令和6年2月1日現在の営業所を対象）

実施月	実施日数	実施営業所数	実施区域	備考
4月	4	4カ所	本島	
5月	5	5カ所	本島	
6月	5	5カ所	本島	
7月	6	6カ所	本島・離島	
8月	6	6カ所	本島・離島	
9月	7	7カ所	本島・離島	
10月	7	7カ所	本島・離島	
11月	6	6カ所	本島・離島	
12月	5	5カ所	本島・離島	
1月	5	5カ所	本島・離島	
2月	—	—	—	
3月	2	2カ所	本島・離島	
計	58日	58カ所	—	

（令和6年度：44事業者・58営業所）

※1 巡回指導については、沖縄総合事務局との調整または天候等の影響により変更が生じることがあります。

※2 巡回指導は、（独）自動車事故対策機構沖縄支所の職員を含め2名～3名体制で行います。

※3 巡回指導を実施した結果、評価結果の分類が「C」以下となった営業所又は「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所については指摘事項の改善報告があった日から、原則3か月後に再度の巡回指導（訪問方式に限る。）を実施することとします。

なお、再度の巡回指導の結果、引き続き、評価結果の分類が「C」以下となった営業所又は「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所については、当月分ごとに沖縄総合事務局へ報告することとします。

※4 巡回指導において「点呼の実施及び記録、保存」、「点呼の際のアルコール検知器の使用」又は「運行記録計による記録、保存」が以下のいずれかの理由により「否」となった営業所について、別紙2に当月分を取りまとめ、翌月末までに沖縄総合事務局へ情報提供することとします。

ア 点呼の記録義務

イ 点呼状況の録音及び録画記録義務

ウ アルコール検査状況の写真記録義務

エ 令和6年4月1日以降に登録を受けた車両に係る運行記録計による記録義務

府運陸交第199号

認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会  
会 長 山 城 克 己

令和6年3月13日付け沖バス協第67号で申請のあった令和6年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請については、道路運送法第43条の15第2項の規定により、申請のとおり認可する。

令和6年3月28日

内閣府沖縄総合事務局長  
三 浦 健 太 郎





## 令和6年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る 負担金の額及び徴収方法について

### I 概要

巡回指導は、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的として、当適正化実施機関は沖縄総合事務局と緊密な連携の下、巡回指導に必要な情報を収集し、また、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になり、輸送需要が回復している状況のなかで、貸切バス業界の取り巻く環境の変化に注視し、以下の事業を取り組んで参ります。

#### (1) 令和6年度の負担金の徴収

令和5年度の次期繰越金約801万円の計上に伴い、令和6年度における運用資金が確保されています。コロナ禍にあつて事業者の厳しい経営状況を考慮し、令和3年度に負担金の額を減額したところ、沖縄総合事務局から適正化機関の事業継続のための認可の条件として「令和3年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可に際し、負担金の額の認可に付す条件として、負担金の減額による減収分について、令和4年度以降に負担金により回収すること」とすることが付されたところです。

なお、令和3年度に負担金の減額による減収分について、「負担金の減額による減収分の回収計画表」により、令和5年度から6年がかりで負担金により回収していくため、令和6年度の負担金の額は1営業所あたり1カ年100,200円、1両あたり1カ年5,200円を徴収します。

#### (2) 令和6年度の負担金の額

- ① 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・@100,200円
- ② 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・@5,200円

※ 事業者ごとの負担金の額は、負担金の単価に令和6年2月1日現在における営業所数及び車両数を乗じ合計を負担金の額とします。

### (3) 負担金の徴収方法

#### ① 負担金の請求

負担金の請求は、令和6年2月1日現在の営業所数及び貸切バス登録車両数をもって1カ年分の負担金の額を算出し請求します。

#### ② 負担金の納付方法

令和6年度の負担金の納付は、前ページ(2)令和6年度の負担金の額により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただくか、又は、四半期毎に納付していただくことになります。

#### ③ 負担金の精算

年度途中において事業の新規許可や事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりです。

事業の新規許可	精算します(※1)
事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※2)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※3)
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更(上記以外)	精算しません

※1 年度途中に新規許可を受けた事業者にあつては、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度文までの負担金を精算することとする。

※2 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に未納分に係る負担金を請求することとする。

※3 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(但し、一括納付済みの事業者に限る。)

#### ④ 請求書及び納付期限

請求書については、資料1のとおりです。

負担金の納付期限は、道路運送法第43条の15第7項に準じて納付通知を発する日から起算して10日以上を経過した日とし、最大で納付通知を発する日から1か月後を期限とします。

一括納付の納付期限は6月末日迄となります。分割納付の納付期限は1・四半期分が6月末日迄、2・四半期分が9月末日迄、3・四半期分が12月末日迄、4・四半期分が2月末日迄となります。

#### ⑤ 延滞金の取り扱い

納付期限までに負担金を納付することができない場合の延滞金の納付は、道路運送法第43条の15第6項及び同法施行規則第34条の10第3項の規定により、やむを得ない事由があると認められる場合は、延滞金の納付を徴収しない取り扱いとします。

## II. 令和6年度の負担金の算出基礎

これまでの負担金の算出方法は、当該年度の必要経費を営業所割と車両割で折半し、各部門毎の負担額を決定の上、この数値を基に営業所割及び車両割の単価を算出し、毎年2月1日現在の営業所数と車両数に各単価を乗じて事業者の負担額を決定していました。

④ 管轄区域内に存する営業所の数……令和6年度 67 営業所

⑤ 管轄区域内に存する事業用自動車の数……令和6年度 926 両

一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関が徴収する負担金の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の疲弊状況を考慮し、令和3年度に負担金を減額したことにより、「一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可に際し、負担金の額の認可に付す条件として、負担金の減額による減収分について、令和4年度以降に負担金により回収すること」とする条件が付されたところである。このため、適正化機関としては令和5年度を回収計画の初年度とし、令和10年度までに回収していく計画のため、令和6年度の負担金の額は1営業所あたり1カ年100,200円、1車両あたり1カ年5,200円とします。